

# 委員提出資料

## 目 次

王寺直子委員提出資料	・ ・ ・ P . 1
○ 長田朋久委員提出資料	・ ・ ・ P . 3
駒崎弘樹委員提出資料	・ ・ ・ P . 11
水谷豊三委員提出資料	・ ・ ・ P . 20
木村義恭委員提出資料	・ ・ ・ P . 22
中正雄一委員提出資料	・ ・ ・ P . 24

第 45 回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

この子ども・子育て支援制度の根幹は、すべての子どもが最善の利益を享受するための「量」の拡充と「質」の向上です。現在行われているすべての議論が「すべての子どもの最善の利益」のために、充実した教育・保育及び子育て支援の展開に資する議論となることを願います。また、決して子どもとその保護者及びこの職に従事する者が、置き去りにされることのない制度の見直し議論となりますよう切に希望します。

### 1. 今後の公定価格について

これまでの公定価格の算定方法である「積み上げ方式」を堅持していただき、子どもへの教育・保育の質の向上及び、保育教諭等の処遇改善をさらに進めていただけるよう取り組んでいただきたい。

### 2. 子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る検討について

#### 1) 保育標準時間・短時間認定の区分について

短時間認定を廃止することは、保護者に安易な長時間利用を助長する恐れがあると考えるため、現行制度を維持することをご検討いただきたい。

#### 2) 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方について

子どもの安全、保育の質の観点から、3 歳以上園児の保育室を 3 階以上に置くことができるという緩和については行わないことをご検討いただきたい。

#### 3) 認定こども園の障害児等支援の補助体系について

私立の認定こども園では、障害児支援の補助について、同一園内で異なる制度が適用される状態となっている。事業の一本化を含めた制度の検討を進めていただきたいが、単に事務負担の問題だけでなく、各園への支援が低下することのないようご検討いただきたい。

#### 4) 幼稚園等の一時預かり事業における特別な支援が必要な子どもへの対応について

一時預かり事業（幼稚園型）において障害児を受け入れる場合の単価の在り方を是非ともご検討いただきたい。

#### 5) 「質の向上」のための 0.3 兆円超の財源確保について

4.5 歳児の配置改善、地域の子育て支援の活動費など、「積み残し」の部分についてご検討いただきたい。

### 3. 施設型給付費等に係る処遇改善等加算に係る研修受講要件について

第43回子ども・子育て会議において研修要件がお示しされたところであるが、実施主体の認定や研修内容等の確認については加算認定自治体の判断に委ねられることとなっている。円滑な申請ができるよう行っていただくために、共通の書式や申請内容などの統一化を図っていただき、効率よく加算認定自治体とのやり取りができるようご配慮いただきたい。

さらに、中期的には1号認定、2.3号認定のキャリアアップ研修会が統一的な運用ができるようご検討いただきたい。

## 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

以下に、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について、当連盟の見解を述べさせていただきます。

1(1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方

### 【方向性(案)】

- 2号認定、3号認定の区分については、これまでの取組により職権変更時の事務負担軽減が図られており、見直しを行うことによる事務負担軽減の効果が大きくは見込めない一方で、制度改正によって生じる影響などへの懸念が大きいため、現行の制度を維持することとしてはどうか。

賛同いたします。

### 【方向性(案)】

- 保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要である。区分の統合により、市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育所等における保育の長時間化につながるおそれや公費負担の増加など、懸念される点もあることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、区分の在り方や事務負担の軽減方策について、引き続き検討することとしてはどうか。

現行の区分を維持すべきと考えます。

子どもの成長発達にとって、集団保育の必要性は主張致しますが、1日11時間という長時間保育は、保護者の就労等やむを得ない事情において、福祉の観点から保育を実施しているもので、11時間保育を保護者が権利と誤解し、不必要に長時間化を助長するような施策にならないようご配慮をお願い致します。

### 【方向性(案)】

- 求職事由の取扱いについて、通知等により明確化することを検討してはどうか。  
(考えられる内容)
  - ▷ 他の認定事由との公平性に鑑み、求職事由により保育の必要性が認められるための、一定の基準( )を示す。  
基準の設定に当たっては、就労と同様に時間を一つの目安とすることも考えられるが、求職活動と就労との性質の違いに鑑みて検討する必要がある。
  - ▷ 求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行う。
    - ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容であることが求められ、主なものとして、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれ、ハローワーク、新聞、インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼等は含まない。
    - ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

賛同いたします。

1(3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

### 【方向性(案)】

大規模開発時において、大型マンション等が建設されるに当たり当該マンション等に認可保育施設を設置するような場合に、当該マンション等の入居者に対して保育所の利用調整上優先的な取扱いを行うことも可能である旨、通知等の手段を

賛同いたしません。

昨今の待機児童が存在する地域における保育所への優先的入所は、マンション事業者の大きな販売促進につながり、マンション販売の価格設定にも有利に働く懸念等々が考えられます。真に保育を必要とする子が優先的に入所できるような制度が第一ですので、慎重な対応が必要と考えます。

### 1 ( 4 ) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

#### 【方向性(案)】

現在の移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に取り組んでまいりたい。

賛同いたします。

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の報告にもあるように、認可外の重大事故の防止の観点からも、できるだけ多くの事業所が、早期に認可施設への移行促進がなされるよう必要な施策の充実を期待いたします。

### 3 ( 1 ) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

#### 【方向性(案)】

土曜保育における共同保育の実施については、現在特段の規制はないものの、取組みの在り方等に係る FAQ の発出等による明確化を行ってはどうか。

一部賛同いたします。

一定の明確化は必要だと思いますが、これまでの歴史の中で、各都道府県や各市町村において、様々な独自ルールが散見されるようです。国として一定のガイドライン等をお示しいただくのは、保育現場として非常に有効と考えます。しかし、ガイドラインや FAQ の発出のみならず、その後、例えばガイドライン等と、地方自治体の独自ルールに相違がある場合などは、その整合性について木目の細かいフォローをしていただくなど、現場が混乱しないようなご配慮をお願い致します。

#### 【方向性(案)】

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、保育体制の確保に関する基準等への影響にも留意しつつ、どのような負担軽減が考えられるか検討してはどうか。

一部賛同いたします。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革として、現場が最も求めるのは、保育士等の 4 週 8 休の実現です。40 時間は何とかローテーション等でクリアするも、4 週 8 休は実現できていない園がとて多くあります。保護者の週休 2 日が進み、土曜日保育の児童の減少傾向で、ギリギリ週 40 時間労働を実現しているなど、各園では非常に苦労しながら勤務表の作成などを行っています。これが保育士の職場離れの一因となっていたり、保育士確保に影響を及ぼしていたりしています。子どもたちにゆとりある保育を提供するためにも、保育士のゆとりある働き方改革の早期実現を心より願っています。

### 3 ( 2 ) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方

#### 【方向性(案)】

新たに調理員等について短時間勤務職員の導入を可能とすることについては、保育の質を確保しつつ、具体的に何が  
2  
できるか検討することとしてはどうか。

検討はやぶさかではないですが、質の低下が危惧されます。

調理員等について公定価格に常勤職員として位置づいています。短時間勤務職員の導入は、好ましくはないと考えています。昨今の調理現場は、子ども一人一人に寄り添った離乳食やアレルギー食の展開、食育の展開に基づいた、調理活動等の連携、放射能への対応による原材料の保護者への産地表示、さらには無償化に伴う副食費の保護者負担への切り替えから、今以上に園の食事提供に注目が集まるなかで、複数の非常勤の短時間勤務でカバーするという働き方は質の低下を危惧します。

3(3) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり

#### 【方向性(案)】

保育士に対する研修については、今後とも効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組みを検討、実施してまいりたい。

宜しくお願い致します。

処遇改善等加算に係る研修受講要件として、「保育士等キャリアアップ研修」が位置付けられ、研修代替保育士として保育士1人当たり年間3日分の費用が措置されています。しかし、実際は研修参加費、旅費、宿泊費等は全く措置されていません。例えば10人保育士がいた場合、年間30日分の外部研修に出すことができ、職員のスキルアップにとっても有効と考えています。つきましては、研修参加にかかる経費の予算も同時並行でご検討いただけるようお願い致します。

3(4) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策

#### 【方向性(案)】

御指摘を踏まえ、地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方について、検討の論点としてどのようなものがあるかも含め、関係者等の御意見も伺いながら広く長期的な議論を行ってはどうか。

是非宜しくお願い致します。

都市部における待機児童対策にどうしても注目が集まりますが、圧倒的多くの自治体における、人口減少は、じわじわと確実に迫ってきております。地域に保育所がなくなるといことは、若い人が住まなくなるといことです。あまり長期的な議論にならないよう、早期に様々な手が受けるよう議論を行っていただきたいと切望いたします。

3(5) 看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

#### 【方向性(案)】

研修の実施や資格試験の充実については、上記のとおりそれぞれ施策を講じたところ。引き続き潜在保育士に対する研修機会の確保等による再就職支援等を行ってまいりたい。

看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等費用対効果も踏まえて、どのような対応が可能であるか検討してはどうか。

是非宜しくお願い致します。

保育士不足はますます深刻です。看護師等免許保持者類似の届出制度と同様な制度の導入の早期実現を望みます。

4(1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方

**【方向性(案)】**

- 既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分( )については、国と地方の税財源配分のあり方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であるが、国事業(私学助成の「特別支援教育費補助」( )及び「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」( ))の一本化については、現行の両事業の実施率や上乘せ補助の状況等も踏まえつつ、事務負担だけでなく各園への支援が低下することのないよう留意しつつ検討するべきではないか。

賛同いたします。

4(2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

**【方向性(案)】**

- 3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととしてはどうか。

賛同いたします。

3歳以上児の保育室の3階以上への設置に関しては、現行通りで良いと考えます。

4(3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

**【方向性(案)】**

- 令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進めてはどうか。  
(検討例) 認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等

賛同いたします。

保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例の更なる緩和を要望いたします。

5(5) 連携施設制度の在り方  
(連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

**【方向性(案)】**

小規模保育施設を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項等に係る通知において優先利用の例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のような取扱いも可能である旨FAQ等で明示することとしてはどうか。

連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うこととしてはどうか。

賛同いたします。

連携施設の設定状況や、連携施設設置に係る経過措置期間の延長状況を踏まえて、検討が必要と考えます。

6(1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

**【方向性（案）】**

一時預かり事業について、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を、令和 2 年度予算の編成過程で検討することとしてはどうか。

賛同いたします。

一時預かり事業へのニーズは年々増えています。的確に応えるためにも、予算の充実を願います。

7（1）職員配置改善など更なる「質の向上」のための 0.3 兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

**【方向性（案）】**

○ 骨太の方針 2019 など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、安定的な財源の確保に努める。

賛同いたします。

制度発足より 5 年、早期の実現を切望いたします。

7（4）保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

**【方向性（案）】**

面積基準については、既に特例措置が講じられているため、追加の措置は不要ではないか。

給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されていることを踏まえれば、現時点で方針を決定するのは時期尚早ではないか。

賛同いたします。

外部搬入には明確に反対をいたします。

## 災害想定時の施設の開所・閉所に関して

去る台風 15 号の関東地方直撃の際は、千葉県等に甚大な被害をもたらしました。

別紙に千葉県の千葉県民間保育園振興会が調査した、私立保育園における台風被害の状況をざっとまとめたものを参考にお示しいたします。未だ未定稿ではありますが、保育園だけでも多くの被災があった事をご理解いただけるとありがたいです。

また、都市部では、初めての「計画運休」が実施され、通勤は大混乱となりました。

保育所等も前日からの「午前 8 時までの計画運休」の知らせに対応すべく、なるべく近隣に居住する職員等に早番を交代するなど、事前の対応をして何とか朝 7 時に園を開園する事ができました。

しかし、通勤の職員は、その足を奪われ、結果的に 3 時間も 4 時間もかかってヘトヘトになりながらようやく職場にたどり着くという、過酷な状況になりました。

近年このような、気候の変化に伴う災害が日本各地で起こっており、災害を経験した自治体などにおいては、災害想定時は休園をするなどのガイドライン等を整備しているところも出てきています。



国として3府省のみならず、保護者の勤務先も含めて、災害想定時や「計画運休」発表された時などは、人命尊重の観点から職場の勤務時間を遅らせる、休日にするなどを企業にも呼びかけ、その地域一体となって、災害対策ができるよう、国としてのガイドラインを示すなど、できるだけ早い対応をお願い致します。

ある保護者は、強風の中を子どもを抱えながら登園し、「保育園が休園って言ってくれば、会社を休めるんだけどね」と保育士に語って、長蛇の列ができていとわかっている駅に向かっていきました。

以上

NO	市町村名	園名	住所	被害	物的被害内容	断水被害内容	停電被害内容	休業被害内容	その他被害内容
1	旭市	鶴巻保育園	旭市海上郡海上町蛇園5354		屋根、網戸、朝礼台、破損		詳細不明	9/9、10	
3	我孫子市	双葉保育園	我孫子市新木野1-2-28		園舎屋根 一部破損				
4	いすみ市	子山保育園	いすみ市深堀699		テラストタン 破損				
7	市川市	柏井保育園	市川市柏井2-718-3		物入れ庫 ドア破損				
11	市川市	百合台保育園	市川市豊谷3-11-1		園庭入り口 引き戸一部破損				
19	市川市	妙典保育園	市川市妙典6-2-45						園近隣 街路樹倒木
22	市川市	明徳本八幡駅保育園	市川市八幡2-11-2		保育室 雨漏り				
29	市川市	e-こども園	市川市南八幡4-14-4						玄関エントランス 浸水
36	市川市	広尾みらい保育園	市川市広尾2-3-1		園舎近隣倒木により園フェンス破損				
41	市川市	ありのみ保育園	市川市下貝塚1-3-23		エアコン室外機 転倒				
45	市川市	たかし保育園市川二保	市川市二保2-11-6						園駐車場 冠水
47	市原市	風の子保育園	市原市淵井戸2272-4		園庭フェンス傾斜、園庭遊具破壊		9/9-10日 15時迄	9月10日	
48	印旛郡	安食保育園	印旛郡栄町安食3631-2		裏庭 倒木		9/9-10日 11時迄	9/9、10	
50	浦安市	浦安市立弁天保育園	浦安市弁天1-1-26		倉庫転倒、垣根一部破損				
51	浦安市	浦安駅前保育園	浦安市猫実4-19-24		組立プール 破損				
52	浦安市	入船北保育園	浦安市入船4-34-1		保育室 一部水漏れ				
54	浦安市	愛和元町保育園	浦安市堀江5-20-11		垣根の転倒				
56	大網白里市	みどりが丘保育園	大網白里市大網2800		門扉、ベンチ、砂場シート、破損	9/9-11日19時30分迄		9/10、11	
61	香取郡	橘保育園	香取郡東庄町東今泉2006-1		遊戯室テラス屋根 破損				
62	香取市	まんまる保育園	香取市大根1151		保育室雨漏り、倒木	9/9-12日18時30分迄	9/9-12日18時30分迄	9/10、11、12	
63	香取市	府馬保育園	香取市府馬2938-4		屋根、大型プール破損				
64	香取市	明照保育園	香取市下小堀611-1		門扉破損、テラス、屋根 一部か損	9/9-11日2時迄	9/9-11日2時迄		
65	香取市	清水保育園	香取市虫幡1246-4		倉庫、こみステーション 一部破損、倒木	9/9 14時迄	9/9 14時迄	9/9休業、9/10希望保育	
66	香取市	佐原めぐみ保育園	香取市佐原11921				9/9-12日15時迄	9月9日	
67	鎌ヶ谷市	ふじのこ保育園	鎌ヶ谷市初富82-1				9/9 一時的		
68	木更津市	木更津社会館保育園	木更津市富士見3-8-3		門扉損壊				
70	木更津市	木更津むつみ保育園	木更津市請西2-12-8		渡り廊下、ベランダ屋根 一部破損		3日間 停電		
71	木更津市	ふくた保育園	木更津市下群1874-5		職員室玄関 ガラス破砕				
73	君津市	君津保育園	君津市高坂1-11		園舎屋根 一部破損		6日間停電		
78	白井市	ひまわり保育園	白井市折立618-01		園舎 屋根一部破損				
79	白井市	白井保育園	白井市白井429		園舎内 大木 倒壊				
81	白井市	白井ふじ保育園	白井市富士239-1		オムツ庫 倒壊				
82	匝瑳市	匠塚保育園	匝瑳市堀ノ内360				9/9-13日 14時迄		
83	匝瑳市	共興保育園	匝瑳市東小笹120-1		屋根付き遊戯、破損	9/9 16時-9/10 17時迄	9/9 5時-9/11 8時迄	9/9、10、11	
84	匝瑳市	東保育園	匝瑳市野手6044					9月9日	
85	匝瑳市	栄保育園	匝瑳市栢田941-1		園舎 一部雨漏り			9月9日	園舎近隣 倒木
86	袖ヶ浦市	長浦保育園	袖ヶ浦市葦波2598-1		物入小屋 全壊				
106	銚子市	松岸保育園	銚子市松岸町3-362-2		屋上エアコン室外機 故障		5時間停電	9/9のみ休園	
109	富里市	富里保育園	富里市七栄299-4		倉庫、木、ブロック塀、倒壊	2日間 9/9、10	9/9、10	9月7日	
110	富里市	こひつじ保育園	富里市御料116		園舎屋根、一部損壊 倒木	9/9-9/11 12時迄	9/9-9/11 12時迄		
112	流山市	八木北保育園	流山市駒木台118-1				一時的		
114	流山市	なかよし保育園	流山市南流山7-5-1						園舎近隣 倒木
116	流山市	松の実保育園	流山市名都借464		園庭 倒木				
126	流山市	おおたかの森聖華保育園	流山市長崎2-24-1						園舎近隣 倒木
141	流山市	ピオーネ流山保育園	流山市大字西平井1183		園庭フェンス 傾斜				
143	流山市	けやきの森保育園おおたかの森園	流山市東初石5-1-1		園庭木製小屋 一部損壊				
144	流山市	けやきの森保育園おおたかの森第二	流山市新市街地地区C 141街区2						園舎近隣 倒木
151	習志野市	明徳そでの保育園	習志野市鷺沼1-14-16		樹木 倒木				
152	成田市	成田保育園	成田市寺台560				9/9-11日 19時迄		
153	成田市	つるぶえ保育園	成田市上町711-4				2019/9/9、10		
154	成田市	成田国際こども園	成田市大袋379		園舎屋根破損、エアコン室外電源 故障	9/9-11日	9/9-11日	9/9、10	
157	富津市	和光保育園	富津市小久保2204				9/9 2時-12日0時30分迄		
158	富津市	大貴保育園	富津市岩瀬1112-7		屋根瓦 一部破損		9/9-11日夕方迄		
161	船橋市	船橋旭こども園	船橋市夏見台5-7-13		園庭樹木3本折れる				
164	船橋市	あすなる保育園	船橋市二和西2-6-1		井戸水断水				
165	船橋市	みどり保育園	船橋市市場4-12-3		枝折れ、園庭コンセント・シャワー・時計破損				
167	船橋市	しらゆり保育園	船橋市北本町2-47-7		園庭樹木1本折れる				
170	船橋市	三咲小鳩保育園	船橋市三咲3-6-2			一時的	一時的		
172	船橋市	杉の子保育園	船橋市新高根3-8-1		消火器庫破損				
173	船橋市	ひばり保育園	船橋市松ヶ丘1-33-4		屋上室外機転倒				
174	船橋市	まこと保育園	船橋市神保町275-34		園舎壁一部破損				
175	船橋市	前原保育園	船橋市前原西8-23-5		園庭樹木1本折れる				
177	船橋市	アンデルセン保育園	船橋市習志野台7-8-21		園庭高木多数折れる				
178	船橋市	ヘルナーサリー	船橋市行田1-49-1		園庭フェンスブロック半壊				
179	船橋市	アンデルセン第二保育園	船橋市習志野台5-43-3		雨戸弁破損				
182	船橋市	丸山旭保育園	船橋市丸山5-33-25		園舎側面園舎破損				
186	船橋市	前原ひまわり保育園	船橋市前原西4-18-19			一時的	一時的		
192	船橋市	船橋あおぞら保育園	船橋市三咲3-12-55				一時的		
193	船橋市	なないろ保育園	船橋市行田1-39-5				一時的		
194	船橋市	ククルなかよし保育園	船橋市夏見2-10-43		樹木折れる				
198	船橋市	ローゼンがみやま保育園	船橋市上山町2-288-1		トイレ蛍光灯落下				
202	船橋市	たちばな保育園	船橋市前原西2-25-13		看板落下、ボールネット破損				
203	船橋市	ベル・ナーサリー・アスール	船橋市海神3-30-1		園庭樹木が道路に倒れる				
204	船橋市	南船橋保育園	船橋市若松2-3-15		雨漏り数箇所				
206	船橋市	ゆいまーる保育園	船橋市北本町1-12-8		駐車場門扉破損				
207	船橋市	ナーサリー木の実	船橋市坪井東4-7-60		入口の鍵破損、ダムウェーター使用不可				
209	船橋市	歌心ゆめ保育園	船橋市東船橋3-15-8		園庭の樹木が倒れる				
212	船橋市	東船橋ちとせ保育園	船橋市東船橋1-16-25		玄関ホール一部浸水				
216	松戸市	八景台保育園	松戸市松戸新田605-58		屋根 一部損傷				
217	松戸市	小羊保育園	松戸市上矢切113		保護者駐輪場 フェンス破損				
230	松戸市	松戸南保育園	松戸市小山523-5		雨水排水管 破損		一時的		
231	松戸市	小金保育園	松戸市小金444		園庭時計、調理室ガラス破損				
237	松戸市	小金西グレースこども園	松戸市新松戸北2-11-3						

243	松戸市	ときわ平保育園	松戸市常盤平西窪町11-7		調理室ダクト管 損傷								
250	松戸市	稔台保育園	松戸市稔台2-12-1		中庭トタン屋根 損壊								
252	松戸市	五香子すずめ保育園	松戸市五香2-35-8		園庭 温湿度計破損								
255	松戸市	桜花保育園	松戸市東松戸2-16-4		エアコン室外機 転倒								
266	松戸市	幼保連携型認定こども園 風の丘	松戸市大橋300-1		園庭 倒木								
269	南房総市	白鳩保育園	南房総市竹内180		網戸、滑り台、電工看板 破損			9/9～12日 21時30分					
271	茂原市	東茂原保育園	茂原市東茂原13-21		園舎 一部雨漏り、屋根破損								
272	八街市	生活クラブ風の村保育園八街	八街市東吉田8-5		エアコン、外灯 破損、倒木		9/9～21日午前迄	9/9～21日午前迄	9/10～17日				
273	八千代市	マリヤこども園	八千代市米本1359 米本団地4-39		門扉、網戸 一部破損								
276	八千代市	茶々おおわだみなみ保育園	八千代市八千代台北16-9-1							沼津河川 沼津池畔水位に達した			
282	八千代市	みつわなかよし保育園	八千代市大和田新田字向山469-359		天窓 漏水								
283	八千代市	八千代しらゆり保育園	八千代市萱田2240 - 1		園庭時計 傾斜								
284	山武市	日向保育園	山武市椎崎1331-1		掲示板 倒壊			9/9～18		休園9/10、11 短縮9/9,12～17			
286	山武市	若杉保育園	山武市横田172-1					9/9未明～9/12深夜		休園9/10～12、短縮9/9,13			
288	四街道市	四街道保育園	四街道市四街道3-10-9					9/9、9/10					
290	四街道市	さつき保育園	四街道市鹿渡1094		駐車場屋根、電動テント 破損			9/9、9/10					
				99	77		11		32		17		0

2019年9月27日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財)日本病児保育協会 理事長  
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定NPO法人フローレンス 代表理事  
医療法人社団ペルル 理事長  
駒崎弘樹

## 意見書

### ◎子どもが0人の時に保育士を2人置かないといけない謎ルール廃止のお願い

- ・ 保育利用の子どもが不在の保育園開所時間において、保育の直接処遇が発生しないことに鑑み、保育士配置を緩和していただきたい。
- ・ 例えば、開所時間が19時までのところ、18時30分までしか子どもの保育が発生しない日があるとします。その際に、保育の実施の有無にかかわらず保育士2名+施設長や事務などがいなくてはならない。
- ・ ここで、保育実施対象園児が存在しない時間の保育士2名の必置が緩和されると、保育士のシフトや勤務状況の改善の一助になり、保育士の働き方改革が進んでいくでしょう。

### ◎保育園に通う医療的ケア児のために、短時間の看護師支援（実対応も含む）を受けやすい制度を作してほしい。

#### 【課題】

保育園へ医療的ケア児を通わせるためには看護師の支援が必要だが、保護者自己負担で看護師を保育園に派遣せざるを得ないこともあり、短時間の看護師サポートを受けられる制度が無い。

- ・ 現状では保育園で看護師を採用してもらう以外の方法無く、訪問看護ステーションからの保育園支援も制度上できない。そのため保護者が保育園に行って直接対応するか、保護者が看護師と直接契約して保育所に行ってもらうなど保護者の負担が大きい方法になってしまう。
- ・ 保護者の負担なくできる方法として保育所等訪問支援事業があり、医療的ケア児の支援も制度上含まれるが、2週間に1回程度と毎日利用できる制度ではない。

<b>保育所等訪問支援</b>	訪問先の施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導など） 障がいのある児童、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練など）
<p>※支援は2週間に1度程度（障がいのある児童の状況や時期等によって異なる）</p> <p>※訪問する担当者は、障がい児施設で障がいのある児童に対する指導経験がある児童指導員・保育士（障がいの特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）が訪問にあたります。</p>	

**【提案】**

- ・ 保育所等訪問支援事業の制度を医療的ケア児の預かりで利用できるように、2週間に1度の記載を削除してほしい。

**◎居宅訪問型保育事業に障害児保育加算を適用してください**

・ 居宅訪問型保育事業は、障害、疾病等で集団保育が著しく困難であると認められる児童等を対象とした制度です。

・ 一方で待機児童の多い都市部の保育では、居宅訪問型保育の仕組みを利用した、待機児童対策が行われています。

例) 東京都豊島区、江東区、杉並区、渋谷区等

・ 障害、疾病等のあるお子さんをお預かりする場合、専門のスタッフを採用し、医療的ケアの手技ができるよう育成を行う必要があります。

・ そのため通常の待機児童対策の居宅訪問型保育事業よりも、多くの費用が発生します。しかし現状は「連携施設加算」のみでしか公定価格に差がない制度となっています。

・ 同じ地域型の小規模保育事業には「障害児保育加算」が存在し、特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算される仕組みが存在します。

・ 同様の仕組みを居宅訪問型保育事業に追加する等、公定価格の見直しを求めます。

**◎居宅訪問型保育で虐待入院する子どもの支えに**

・ 昨今、児童虐待によって親元から引き離された子ども達が、児童相談所の一時保護施設や乳児院がいっぱいのために、病院に入院し続けている「虐待入院」が課題となっています。



出典：知られざる“虐待入院” ～全国調査・子どもたちがなぜ～  
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4011/>

- ・ 2017年全国454の医療機関に行った調査で、去年までの2年間でこの虐待入院を経験した子どもが**全国に356人**いました
- ・ 虐待入院の日数が1か月もの長期に及ぶケースがおよそ3割。**最長で9か月近くも入院**を続けた子どももいました。



・ 病院のスタッフが赤ちゃんの世話をできるのは、業務の合間だけです。食事や入浴など、限られた時間以外はほとんど1人で過ごしています。担当の医師は、虐待入院が長期に及ぶことで発育に影響が出ることについて懸念を示しています

- ・ 担当医の手記

“1人で座ることもできず心と体の発達の遅れが心配です。子どもが健全に成長するには、病院では不足していることが大きいと思います。”

- ・ こうした状況に対し、居宅訪問型保育者を病院に派遣し、1日ずっと一緒にいながら、愛着を形成し、病院ではなかなか提供できない養護とケアを提供できれば、わずかながら子どもたちの発達の遅れを緩和することができます

- ・ 親の許可を取らずとも病院長の判断で、居宅訪問型保育をつけられるよう、通知を発出してください

（「病院を居宅とみなす」「虐待等の場合は、親の依頼ではなく病院等の依頼によって派遣を可能にする」）

## ◎特定の日に保育を行わない場合の減算を休園期間中に適用しないでください

- ・ 平成31年度より、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」が改正され、居宅訪問型保育事業において「常態的に土曜日に行わない場合」が「特定の日に保育を行わない場合」に変更となり、利用しない日が予め決まっているときに減算となっています。

- ・ 昨年度まで休園期間中は減算とならなかったところ、今年度休園期間中も本規定を適用される事例がありました。

- ・ 居宅訪問型保育事業の利用対象となる障害・疾病等のある児童は、その性質上入院等で長期の休みが必要になることも多くあります。

- ・ 減算の対象となると、休園期間中も同額の費用がかかり続けるため、事業を継続することは困難となります。

- ・ 認可保育園等で休園となる児童が出た場合には減算となる規定がない現状、居宅訪問型保育事業のみ減算の対象となるのは、公平性に欠きます。

- ・ 自治体向けQ&Aに休園時に減算とならない旨記載をお願いします。

- ・ 掲載例) 利用対象児童が入院等で休園する場合であっても給付は行われます。なお、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に規定する特定の日に保育を行わない場合の規定は休園中には適用されず、原則月単位での給付となります。

## ◎小規模保育園卒園時に産休、育休中でも3歳以降の保育園が担保されるようにしてほしい。

### 【課題】

卒園のタイミングで産休、育休中だった場合、次の保育園への申し込みランクが下がり（保育の必要性が低いと見なされる）、保育園に入れない可能性がある。

- ・小規模保育園を卒園するタイミングで産休、育休中だった場合、保育園申し込み時に点数が下がるため、その後の保育園が担保されず保護者の不安に繋がっている。2人目、3人目を考えている保護者が小規模保育園を選択しにくい。
- ・連携枠制度についても、連携すること自体に重点を置くあまり実態にそぐわない連携をせざるを得ない自治体・園もある。そのしわ寄せは保護者に出てきており、3月末まで在園したいのに、制度上の問題から年度途中の転園をせざるを得ない保護者も。

### 【提案】

認可保育園ではそういった心配が無い。それと同じように、小規模保育園でも3歳以降の心配なく小規模保育園が選べるように、卒園時に「産休育休中の減点無し」もしくは先日提案した「先行利用調整」の採用をお願いしたい。

＊ ＊ 「先行利用調整」について提案した内容（6月25日提出版） ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

## ◎小規模保育の卒園児が「3歳の壁」で苦しまないよう先行利用調整の仕組みを創設してください

- ・2018年度、小規模認可保育所は4,276施設となり、前年度に比べて122%増となりました。けれど、待機児童は0～2歳が多い中、小規模保育園の利用率が低下している地域もあります。原因の一つとして卒園後の再保活の不安が挙げられます。保護者が不安なく選べる仕組みが必要です。
- ・小規模保育の連携園を特定の園に固定する仕組みは、保護者のニーズとマッチしていません。
- ・横浜市では連携率90%以上でしたが、現実には連携枠に幼稚園が多く、連携園に進級する子は少ないです。
- ・東京都足立区では2019年度4月入所より、小規模保育、家庭的保育を卒園予定の2歳児を対象とした先行利用調整を実施しています。一般の4月入所とは別に9月に利用申込みを受付し、卒園児用の定員枠を設ける仕組みです。
- ・東京の他の区でも、2020年度4月入所に向けて、同様の仕組の導入を検討しているところがあります。
- ・是非、全国の小規模保育園の卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みを創設してください。



## ◎加算率算定に必要な保育士の経験年数を、保育士登録の登録事項と合わせてデータベース化し、保育士、事業者及び自治体担当者の負担を軽減してほしい

### 【現状】

・ 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請の際、施設・事業所は対象となる保育士等の経験年数を証する書類（現在及び前歴の在職証明書等）を揃えて確認し、市町村へ提出している。

### 【課題】

- ・ 前歴の在職証明書の取得の負担、難しさ
  - 保育士等が転職する度に在職証明書が必要となり、以前に勤務した算定対象施設・事業所へ問い合わせ、発行を依頼しなければならない。（写しでも問題ないが、職員が写しを所持していないケースも多い）
  - 保育士等が以前に勤務した施設・事業所に連絡しづらい事情がある場合も少なくなく、事務担当者から連絡して取り寄せることもあるが、本人からの依頼でないとい発行できないと言われることもある。
  - 「施設・事業所の廃園等により、在職証明書等の取得が困難な場合、雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど、加算率認定申請書に記載された職歴が客観的に把握・推認される資料等をもって、当該職員の経験年数を確認して差し支えない」とされているが、これら書類では情報量が十分ではないと認められなかったケースがある。
  - 様々な事情で期日までに在職証明書等の提出できない時は経験年数とはみなされず、当該職員が以前に勤務した施設で申請していた経験年数より下がってしまう事態が発生する。
- ・ 算定方法の煩雑さ、事務負担（施設・事業所／市町村）
  - 前歴の在職証明書の記載内容を確認し、算定対象職員か否か、対象施設か否かを見て経験年数の算定を行う。経験年数の算定方法には留意事項も多く煩雑で非常に工数がかかる作業。
  - 前歴の在職証明書の記載内容が十分ではなく判断に足りない（市町村から指摘があった）場合には、施設・事業所に再発行を依頼しなければならない。（期日までに間に合わず諦める場合もあり）
  - 経験年数の算定が正しいか、採用日における月数の間違いがないかなど、市町村の担当者が提出した全ての在職証明書等や申請書類に目を通し、相当な

時間と手間をかけて詳細部分までチェックをしている。職員が異動や転職するたびに、その園のある自治体の担当者が毎回同じ作業を行っている。

**【提案】**

・加算率認定を受ける場合、市町村が必要な書類をとりまとめた上で都道府県に提出することとなっている。

・そこで、都道府県単位で管理している保育士登録簿を全国統一してデータベース化し、算定対象となる経験年数も合わせて登録管理できる仕組みにする。

・昨年度以前の加算率認定で受理された経験年数は登録されているので、その後の算定対象経験のみが追加されていく。

・保育士は全国どこの施設・事業所で勤務しても保育士登録番号により前歴を証明でき、事業者及び自治体担当者は新たな経験年数の証明、確認のみとなり、事務負担が軽減できる。

登録先都道府県の保育士登録簿に登録されている事項

- (A) 氏名
- (B) 生年月日
- (C) 本籍地都道府県名(外国籍の場合は国籍名)
- (D) 登録番号
- (E) 登録年月日
- (F) 資格要件(「指定保育士養成施設卒業・卒業(修了)年月」または「保育士試験全科目合格・合格年月」のいずれか)

**◎医療的ケア児を保育園で預かるにあたって、看護師のみなし保育士の扱いを緩和してください**

**【課題】**

- ・現行制度では医療的ケア児受け入れを想定していない制度のため、看護師は1名/園をみなし保育士となっている。
- ・看護師が2名以上必要でも、1名しか保育士に見なしてもらえない。そのため制度上保育士も追加配置する必要がある。

・看護師配置(保育士扱い)についての厚労省の通知は以下の「保育所における看護師配置補助要件の緩和事業(936)」資料のみです。

( [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc0931&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc0931&dataType=1&pageNo=1) )

現状が特例状態で1名OKとされている状態です。

**【提案】**

- ・保育士と見なす看護師数を1園1名限定ではなく、医療的ケア児を預かる人数

に応じて必要な看護師数を保育士と見なすことができるようにしてほしい。

- ・ 医ケア児の預かりについては医ケア児3名に対して看護師2名を保育士と見なす等

## ◎新年度入園辞退者の取り扱いについて

### 【課題】

・ 本来、保護者の入園を辞退する期日は、自治体ごとに特定の日（例：3月21日）までと区決まっています。

・ しかしながら、期日を過ぎた内定辞退者についての受付を受理し、4月1日から入園を希望する園児を探さない自治体が多数見受けられます。

・ つまり、入園を希望する待機児童は多数存在するにもかかわらず4月1日に保育園に空きがあるという状態が多数発生しています。

### 【提案】

・ 新年度入園辞退者の取り扱いについて①4月からの園児を急ぎ決定する施策、もしくは、②空き1名分の公定価格を自治体にて負担いただける施策の対応をお願いいたします。

### 【具体例】

・ 例えば、全国小規模保育協議会東京支部に所属する墨田区の会員の事例では、2017年3月27日（月）に、区役所から電話連絡がありました。

・ 内容は、「本日、0歳児クラスで入園予定のお子さま1名が、保護者の方が悩んだ結果、0歳からお子さんを保育園に入れることが忍びなく、辞退されるそうです」というものでした。

・ そこで保育園としては、「辞退されることは分かりました。では、繰り上げで4月から0歳児クラスへ入るお子さんをお知らせ下さい。」と区役所に話したところ、「直前のため、間に合いません。今回の空き1名は、5月の募集になります。」という返答が返ってきたとのこと。

・ その後、園は幾度か墨田区に連絡をし、「本来、保護者の入園を辞退する期日は、3月21日（墨田区規定）までと区役所で決まっています、それに反して役所が辞退を受理したのは、違反ではないか？」

・ 「辞退を受けた責任が墨田区にはあるのだから、4月からの園児を急ぎ決定するか、空き1名分の公定価格を墨田区にて負担いただきたい」と伝えたとのこと。

・ しかしながら、「どちらも無理です。入園園児の判定会議をする時間がない、補助金は前例がありません。」

・ 「ただ、今回のようなケースの補助金に関して、他区がどのようにしているか調査はしてみます。時間がかかるかもしれませんが、お待ち下さい。」と回答されたとのこと。

・しかしながら、本日まで回答はないとのこと。本案件については、墨田区で行われている連絡会の度に議題に挙がりますが解決していません。

・墨田区では、「今後は入園希望の偏りを調整するためにも、希望の園へ決まらなかった場合 墨田区東部、墨田区南部にある保育園と地域に分けて希望を聞く欄をもうけ、空きのある園へ園児を入れることが出来るようにしたい。ということも考えている」と、話していましたが未だ実現していません。

・0歳時入所を希望している保護者が沢山いる中このような対応をとられることに疑問が残ります。

・同時に、保育園には「直接0歳児の空きはありませんか？」との問合せが来ても、受け入れ出来ない現状があります。

・自治体に何度掛け合っても、「辞退の期日はきまっていることは事実、でも、保育園を辞退したいという保護者を無理やり保育園へ通わせることは出来ませんよ。」という回答です。

## ◎小学校接続加算を地域型保育事業にも適用してください

・地域型保育事業は0～2歳児を対象児童としていますが、医療的ケア児を受け入れる居宅訪問型保育では、3歳児以降の受け皿がないため、特例給付を用いて3歳児以降も利用できるように受け入れを図っています。

・医療的ケア児を小学校入学までお預かりするにあたり、入学予定の特別支援学校と連携を図りながら、保育を行っています。

・現状、地域型保育事業には小学校接続加算が存在しません。

・小学校接続加算を地域型保育事業にも適用できるよう、公定価格の加算部分の見直しを求めます。

## 第 45 回子ども・子育て会議 意見書

全日本私立幼稚園連合会  
政策委員長 水谷 豊三令  
和元年 9月 27日

### 1(1)保育標準時間・短時間区分について

【方向性(案)】で指摘されている通りであり、特に子どもの健全育成のためには、就労の実態に応じるだけでなく、乳幼児の年齢に応じた就労時間のガイドラインなどを示して「子育て・子育てのための働き方改革」をリードしていくような方向性をしめすことが子育て会議の役割でもあると考えます。

特に育休中の場合は保育短時間に移行していますが、認定こども園・保育所の 2 号 3 号認定の復帰を前提とした 1 号認定と同等の 4 時間の時間区分の設定も子どもの健全育成の観点から必要だと思えます。

### 1(2)幼稚園等で受け入れている 2 歳児を支給認定の対象とすることについて

【方向性(案)】に賛同します。現状では多様な考え方と具体的な方法が確認されているために、一律な公定価格を設定する状況ではありませんが、この年齢の幼児は少人数の中で育ちあう場も必要であると考えます。そうしたことの検証が一定得られるまで子育て支援事業として位置づけて、子育て支援活動加算の増額などにより支援していくことが望ましいと考えます。

### 1(4)認可外保育施設の認可施設への移行にむけたインセンティブ付与など、移行促進のための方策について

認可外保育施設の施設数が増加していることということは利用児人数も増加しているということであり、乳幼児の健全な育成のためには、できる限り環境充実が図れるよう認可施設への移行を支援することが望ましいと考えます。

しかし他方で待機児童がいなくなり、施設が過剰供給になったときにはどのような対策を講じるのかをお聞かせいただきたい。

#### 4(1)認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方について

園が受ける支援額の低下がなく、且つ事務負担の増加もないよう留意していただきつつ【方向性(案)】に沿って検討していただきたい。

#### ⑤ 4(2)幼保連携型認定こども園の3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否について

幼保連携型の認定こども園の施設基準は重要な視点として議論され認可されてきました。それは健全な育ちのためのものでもあるため、基準緩和をすることは認定こども園の目指してきたものを否定することになります。【方向性(案)】に賛成

沿岸部や河川地域には3階建てなどによる避難場所の確保は必要かもしれませんが、保育室としては火災も想定し、できれば1階もしくは2階を保育室の限度とすべきであると考えます。

#### 4(3)免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策について

免許・資格両有者が90.4%であること、5年延長の期間に退職する人数も一定数あるとすれば、対象者はあまり多くの人数にならないことも予測されます。本来であれば所定の単位を取得すべきですが、実務経験を一定時間もつ者であることを前提に履修単位数の軽減も検討してはよいのではないかと考えます。

#### 6(5)幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子どもへの対応について

幼稚園の特別な支援を要する子どもに対する人員配置は、教育時間には加配配置されていても、一時預かり事業では配置できない現状がありますが、すべての子どもが等しく利用できる前提条件として以前より求められていたことでもあります。

令和2年度の予算編成では是非とも実現していただきたい。

# 意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村義恭

子ども子育て支援新制度が施行され5年目を迎えます。様々な視点から更なる制度のブラッシュアップが求められる中、今回の会議に関して次のように考えを記載いたしますのでご検討頂きますようお願い致します。

## ○ 資料1 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

### 1.(1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減等に関するなどの事項について

事務負担の軽減を図る事は必要ではあるが、そのことによって安易に保育時間を長く使う事を助長させる事も懸念されることから引き続き慎重に対応する必要があると考えます。

### 3.(1) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運営改善などの事項について

認定こども園の中には同一法人内で小規模保育や企業主導型保育事業を運営するものもあります。子どもの育ちを考えると一人ひとりに寄り添う時間やある一定の集団で活動する環境が必要であると認識しておりますが、土曜日にこれらの環境を確保するためには、単に運営費の計算や捻出の観点ではなく、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等が相互に連携補完できる事が重要であると考えます。

### 4.(1) 施設類型、設置者及び利用者認定区分の違いによって「特別支援教育費補助」などの事項について

方向性(案)に賛同します。事務負担の観点のみではなく各園への支援が低下することのない様に留意しつつ検討すべきであると考えます。

4.(2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否などに関するなどの事項について

認定こども園の施設基準については、認可幼稚園及び認可保育所の基準に準じ、更に何れか高い方の基準を用いています。この根底には子どもたちの育ちに大きく影響を与える環境における質も極めて重要であることを踏まえると、安易な基準緩和は行わないようお願い致します。

4.(3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中における事項について

期間延長に感謝申し上げます。両免資格取得に対して時間の確保が難しい中、経験年数等を組み入れ軽減策を検討して頂きたい。

6.(5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応について

子ども子育て支援法の対象は全ての子どもであります。特に障害を持つ子どもを受け入れる施設に対するより充実した受け入れ態勢を整えるためにも必要は加算や枠組み等が必要であり、是非進めて頂きたい。



子ども・子育て会議 様

自治体単独型保育施設への運営費補助及び臨時休園に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会

副会長 中正 雄一

1 自治体単独型保育施設への運営費補助制度の創設について

自治体単独型保育施設に対する運営費補助制度を創設するよう要望いたします。

【要望理由】

待機児童につきましては、平成31年4月1日現在16,772人で、前年比3,123人の減少となり、受け皿の整備など取組の成果が顕著に表れております。

この中で、地方単独型保育施設は平成30年4月1日現在、約50,000人の定員を抱え、待機児童対策に貢献していると認識いたしております。

しかしながら、その運営は、保育料と当該自治体からの補助金によっておりますが、補助金については、例えば、0歳児の基本分経費の比較では、東京都認証保育所（A型定員40人）が月額161,770円、川崎認定保育園（A型定員40人）が月額87,650円、同じ認可外でも企業主導型保育施設は、川崎市で運営された場合には月額244,600円となっており、大きな差が生じております。

保育料の増額には、自治体の承認が必要な場合や利用者の負担能力の問題など一定の限界があるため、事業者や従業員の負担と努力により、かろうじて運営が保たれている状況です。これでは、保育の質の維持向上は望めません。

自治体単独型保育施設の運営安定化と入所児童に対する保育の質の維持向上を図るため、運営費補助制度を創設する必要があります。

## 2 保育所における臨時休園について

自然災害発生時等における保育所等の臨時休園について、国において基準を定め、これに基づき各自治体が当該地域の実情に応じた休園基準を設定するよう指導することを要望いたします。

### 【要望理由】

幼稚園型認定こども園や幼保連携型認定こども園は、非常災害時や感染症予防の必要があるときには、学校教育法施行規則又は学校保健安全法に基づき、臨時に休園できることとされており、

一方、保育所等については、このような法令は無く、自治体や保育所設置者により対応が区々となっております。

保育所は、保育を必要とする乳幼児を日々預かって保育する制度であることから、臨時休園を行うべきでないとする考え方の施設が多く、臨時休園の実施基準を設定していない施設が大半を占めております。

しかしながら、近年、自然災害が多発し、預かった園児を避難所に移送せざるを得なかった事例や台風 15 号による千葉県の様子が示しているように、予想を超える被害が生じております。

保育所においても、入所児童や保育従事者の安全確保の観点から、実施基準を定め、保護者に周知しておく必要性が増しております。

このような実情を踏まえ、既に休園基準を定めている自治体を参考に国としての基準を定め、自治体に対し、当該地域の実情に応じた休園基準を設けるよう指導する必要があります。

なお、この場合、災害救助活動に従事する自衛隊員、消防隊員、自治体職員やどうしても仕事を休めない方々への対応など、個々の状況に配慮した対応も必要となります。